

令和3年第3回区議会定例会

議案等説明資料

※議案第73号から78号については資料なし

(議案第56号)

杉並区個人情報保護条例及び杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

このたび、デジタル庁設置法が制定され、内閣にデジタル庁が設置されたことに伴い、同法により、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号利用法」という。)の一部が改正され、これまで総務大臣が所管していた地方公共団体等の間における特定個人情報の情報連携で用いられる情報提供ネットワークシステムについて、デジタル庁の長及び主任の大臣である内閣総理大臣がこれを設置し、及び管理することとされた。

また、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、番号利用法の一部が改正され、転職時等において従業員本人の同意があった場合に使用者間で特定個人情報を提供することができることとされたことに伴い、杉並区個人情報保護条例等で引用している番号利用法の条項が改められた。

これらのことに伴い、所要の規定の整備を図る必要があるため、この条例案を提出する。なお、関連する2件の条例について、条建てで改正することとする。

<改正の概要>

1 第1条による杉並区個人情報保護条例の一部改正

管理特定個人情報の提供に係る報告等に係る規定で引用している番号利用法の条項を改めるほか、自己情報の訂正請求により情報提供ネットワークシステムを使用した情報提供等の記録を訂正した場合における通知先を総務大臣から内閣総理大臣に改める。(第15条の2及び第24条)

2 第2条による杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正

特定個人情報の提供等に係る規定で引用している番号利用法の条項を改める。(第1条及び第5条)

<実施の時期>

公布の日

(議案第57号)

杉並区長の給料の特例に関する条例

<制定の趣旨>

本年1月25日、杉並区立松ノ木中学校給食室において、職員が当日の献立である揚げパンを調理する際、本来使用すべき過熱防止装置付き回転釜が既に使用されていたため、過熱防止装置がない回転釜に食用油を入れ、油の温度を上げようと点火した。その後、当該職員は、給食室内で別の調理作業をしていたが、点火したまま別室に移り、調理職員全員で打合せを始めたところ、回転釜の油が過熱し発火し、火災が発生した。

区では、再発防止に万全を期するとともに、関係職員に対し厳正な処分を行ったほか、重過失が認められる職員に対し損害賠償を請求し、その支払を受けたところであるが、学校設置者としての責任を明らかにする必要があるため、区長の給料を減額することとした。

このことに伴い、区長の給料の特例を定める必要があるため、この条例案を提出する。

<条例の内容>

この条例の施行の日から1箇月間、区長の給料月額からその100分の10に相当する額を減額する。

<実施の時期>

公布の日

(議案第58号)

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区は、杉並区立高円寺地域区民センター及び杉並区立社会教育センターについて、設備類の老朽化が著しいこと等から、大規模改修を行うこととしたところである。

このたび、改修後の高円寺地域区民センター及び社会教育センターについて、今後の運営形態を検討した結果、建物全体の一体的な管理・運営によって効率的で効果的な運営を図るため、指定管理者制度を導入することとした。

このことに伴い、高円寺地域区民センターの利用料金を定める等の必要があるため、この条例案を提出する。

<施設の概要>

位置	杉並区梅里一丁目22番32号 (社会教育センターと併設)
敷地面積	7,593.60㎡
建築面積	3,771.48㎡
延床面積	8,006.23㎡のうち、 高円寺地域区民センター部分1,218.08㎡
構造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 地下1階、地上4階建て
施設内容	集会室、和室、体育室等

<改正の概要>

高円寺地域区民センターの使用料に係る規定を削除し、利用料金を定める。(別表第2及び別表第3)

<実施の時期等>

- 1 令和5年5月1日から施行すること等とする。(附則第1項)
- 2 必要な準備行為及び経過措置について定める。(附則第2項から第4項まで)
- 3 杉並区行政財産使用料条例の一部改正(附則第5項)
高円寺地域区民センターの調理室の目的外使用を廃止する。(別表第1)

(議案第59号)

杉並区中小企業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区では、区内の産業の振興を図るため、中小企業等に対して事業の開始及び経営のために必要な資金の融資をあっせんしており、新型コロナウイルス感染症等の影響により売上げが減少している区内の中小企業等に対しては、令和2年3月から、事業の経営のために必要な資金の特例融資をあっせんしてきたところであるが、緊急事態宣言が再発出されるなど、その影響が長期化することにより更なる資金需要の高まりが見込まれることから、融資をあっせんする資金の限度額を引き上げることとした。

このことに伴い、新型コロナウイルス感染症等の影響により事業の経営の状況が悪化したと認められる者に係る融資をあっせんする資金の限度額の特例を定める必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により事業の経営の状況が悪化したと認められる者が、令和3年10月1日から区長が別に定める日までの間に経営安定運転特例小口資金及び経営安定運転特例資金の融資のあっせんの申込みをした場合におけるこれらの資金の限度額を700万円から1,200万円に引き上げる。

(付則第3項)

<実施の時期>

令和3年10月1日

(議案第60号)

杉並区旅館業法施行条例及び杉並区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区では、旅館業における入浴施設及び公衆浴場の衛生に係る事項等について、国が定める「旅館業における衛生等管理要領」及び「公衆浴場における衛生等管理要領」を踏まえて、条例で定めているところである。

このたび、これらの要領の一部が改正され、レジオネラ症対策が強化されたほか、混浴を制限する年齢の目安が引き下げられること等とされた。

このことに伴い、旅館業の施設等における衛生に必要な措置等の基準等を改める必要があるため、この条例案を提出する。

なお、関連する2件の条例について、条建てで改正することとする。

<改正の概要>

1 第1条による杉並区旅館業法施行条例の一部改正

気泡発生装置等の設備を設ける場合に講ずべき措置を定めること等とする。(第5条及び第8条)

2 第2条による杉並区公衆浴場法施行条例の一部改正

気泡発生装置等の設備を設ける場合に講ずべき措置を定めるほか、混浴を制限する年齢を10歳以上から7歳以上に引き下げること等とする。(第4条及び第5条)

<実施の時期等>

1 令和4年1月1日から施行する。(附則第1項)

2 必要な経過措置を定める。(附則第2項及び第3項)

(議案第61号)

杉並区教育委員会教育長の給料の特例に関する条例

<制定の趣旨>

本年1月25日、杉並区立松ノ木中学校給食室において、職員が当日の献立である揚げパンを調理する際、本来使用すべき過熱防止装置付き回転釜が既に使用されていたため、過熱防止装置がない回転釜に食用油を入れ、油の温度を上げようと点火した。その後、当該職員は、給食室内で別の調理作業をしていたが、点火したまま別室に移り、調理職員全員で打合せを始めたところ、回転釜の油が過熱し発火し、火災が発生した。

区では、再発防止に万全を期するとともに、関係職員に対し厳正な処分を行ったほか、重過失が認められる職員に対し損害賠償を請求し、その支払を受けたところであるが、区長と同様に、学校管理者としての責任を明らかにする必要があるため、教育長の給料を減額することとした。

このことに伴い、教育長の給料の特例を定める必要があるため、この条例案を提出する。

<条例の内容>

この条例の施行の日から1箇月間、教育長の給料月額からその100分の10に相当する額を減額する。

<実施の時期>

公布の日

(議案第62号)

杉並区立学校施設使用料条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区は、青少年の健全な育成、スポーツの振興等を図るため、学校教育に支障のない範囲内で学校施設を開放しているところであるが、区民の健康スポーツ活動の一層の活性化を図るため、更なる積極的な開放を進める必要がある。

そこで、学校施設の有効活用等に係るモデル事業を実施するに当たり屋内運動場を区分して半面を使用する場合の使用料を設定することにより、屋内運動場の使用機会の拡大を図ることとした。

このことに伴い、屋内運動場の使用料を改める必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

教育委員会が指定した屋内運動場を区分して半面を使用する場合の使用料の額を規定使用料の5割に相当する額とする。(別表第1)

<実施の時期等>

- 1 令和4年1月1日から施行する。(附則第1項)
- 2 必要な準備行為及び経過措置について定める。(附則第2項及び第3項)

(議案第63号)

杉並区立社会教育センター条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区は、杉並区立高円寺地域区民センター及び杉並区立社会教育センターについて、設備類の老朽化が著しいこと等から、大規模改修を行うこととしたところである。

このたび、改修後の高円寺地域区民センター及び社会教育センターについて、今後の運営形態を検討した結果、建物全体の一体的な管理・運営によって効率的で効果的な運営を図るため、指定管理者制度を導入することとした。

このことに伴い、社会教育センターに係る指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等を定める等の必要があるため、この条例案を提出する。

<施設の概要>

位置	杉並区梅里一丁目22番32号 (高円寺地域区民センターと併設)
敷地面積	7,593.60㎡
建築面積	3,771.48㎡
延床面積	8,006.23㎡のうち、 社会教育センター部分2,839.57㎡
構造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 地下1階、地上4階建て
施設内容	ホール、展示室、集会室等

<改正の概要>

- 1 社会教育センターの休館日及び開館時間は、教育委員会規則で定める。(第4条)
- 2 社会教育センターの使用料に係る規定を削除し、利用料金を定める。(第7条及び別表)
- 3 利用料金の減免及び不還付について定める。(第8条及び第9条)
- 4 指定管理者による管理、指定管理者の指定等について定める。(第15条から第21条まで)

<実施の時期等>

- 1 令和5年5月1日から施行すること等とする。（附則第1項）
- 2 必要な準備行為及び経過措置について定める。（附則第2項から第5項まで）
- 3 杉並区行政財産使用料条例の一部改正（附則第6項）
社会教育センター駐車場の目的外使用を廃止する。（第2条及び別表第4）

(議案第64号)

杉並区立天沼小学校増築建築工事の請負契約の締結について

件名	杉並区立天沼小学校増築建築工事の請負契約の締結について
契約の方法	一般競争入札
契約の相手方	杉並区高円寺南一丁目18番15号 株式会社 矢島工務店 代表取締役 大沼 康
契約の金額	267,850,000円
契約の目的	近年の児童数・学級数の増加に対応した教育環境の整備を図るため、杉並区立天沼小学校を増築する。
工事概要	増築工事の概要 ・敷地面積：6256.90 m ² ・建築面積：262.35 m ² (既存建築面積：2688.84 m ²) ・延床面積：514.58 m ² (既存延床面積：8701.19 m ²) ・構造：鉄骨造 ・階数：地上3階 ・主な諸室 1階：ピロティ 2階・3階：普通教室・便所
工事期間	契約締結の翌日から令和4年8月16日まで
発注方法	単体発注
仮契約日	令和3年8月24日
入札参加者数	3者

(議案第65号)

杉並区立社会教育センター及び併設3施設改修建築工事の請負契約の締結について

議案番号	議案第65号
件名	杉並区立社会教育センター及び併設3施設改修建築工事の請負契約の締結について
契約の方法	一般競争入札
契約の相手方	杉並区荻窪五丁目18番14号 興建社・国際・友伸建設共同企業体 代表者 株式会社 興建社 代表取締役 水島 隆明
契約の金額	1,364,000,000円
契約の目的	老朽化した設備の更新や施設の保全を行うとともに、より効果的で効率的な施設とするため大規模改修を行う。
工事概要	施設用途：社会教育センター、高円寺地域区民センター、高円寺区民事務所、防災倉庫 構造：鉄筋コンクリート造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 階数：地下1階地上4階建て 延床面積：8,006.23㎡ 主な諸室 地下1階：体育室、レクリエーション室、音楽室、工芸室、リハーサル室、防災倉庫、機械室 1階：ホール、ホールラウンジ、展示室、ロビー、防災倉庫、事務室 2階：講座室、集会室、和室、料理室、ホールラウンジ、交流ラウンジ、防災倉庫、事務室 3階：集会室、防災倉庫 改修工事概要 屋上防水改修、トップライト改修、外壁改修、建具改修、内装改修、塗装改修、躯体改修、特定天井改修、ホール客席改修、外構改修、アスベスト撤去
工事期間	契約締結の翌日から令和5年2月10日まで
発注方法	建設共同企業体発注
仮契約日	令和3年6月23日
入札参加者数	自主結成された3社を構成員とする建設共同企業体3者

(議案第66号)

杉並区立社会教育センター及び併設3施設改修電気設備工事の請負契約の締結について

件名	杉並区立社会教育センター及び併設3施設改修電気設備工事の請負契約の締結について
契約の方法	一般競争入札
契約の相手方	杉並区堀ノ内三丁目25番5号 牧野・杉並・清田建設共同企業体 代表者 牧野電設工業 株式会社 代表取締役 牧野 光洋
契約の金額	514,800,000円
工事概要	(1) 高压引込設備工事 (12) 電気時計設備工事 (2) 受変電設備工事 (13) 誘導支援設備工事 (3) 発電設備工事 (14) 放送設備工事 (4) 幹線設備工事 (15) 映像・音響設備工事 (5) 動力設備工事 (16) 防犯設備工事 (6) 空調電源設備工事 (17) 機械警備配管設備工事 (7) 電灯・コンセント設備工事 (18) 自動火災報知設備工事 (8) 構内交換設備工事 (19) 雷保護設備工事 (9) 構内情報通信網設備工事 (20) 構内配電線路設備工事 (10) テレビ共同受信設備工事 (21) 構内通信線路設備工事 (11) 呼出設備工事 (22) 撤去工事
工事期間	契約締結の翌日から令和5年2月10日まで
発注方法	建設共同企業体発注
仮契約日	令和3年7月20日
入札参加者数	自主結成された3社を構成員とする建設共同企業体5者

(議案第67号)

杉並区立社会教育センター及び併設3施設改修給排水衛生設備工事の請負契約の締結について

件名	杉並区立社会教育センター及び併設3施設改修給排水衛生設備工事の請負契約の締結について
契約の方法	一般競争入札
契約の相手方	杉並区宮前一丁目20番32号 松本・黒澤建設共同企業体 代表者 松本工業 株式会社 代表取締役 松本 一郎
契約の金額	275,000,000円
工事概要	(1) 衛生器具設備工事 一式 (2) 給水設備工事 一式 (3) 雑用水設備工事 一式 (4) 排水設備工事 一式 (5) 給湯設備工事 一式 (6) 消火設備工事 一式 (7) ガス設備工事 一式 (8) 雨水再利用設備工事 一式 (9) さく井設備工事 一式 (10) 撤去工事 一式
工事期間	契約締結の翌日から令和5年2月10日まで
発注方法	建設共同企業体発注
仮契約日	令和3年6月23日
入札参加者数	自主結成された2社を構成員とする建設共同企業体4者

(議案第68号)

杉並区立社会教育センター及び併設3施設改修空気調和設備工事の請負契約の締結について

件名	杉並区立社会教育センター及び併設3施設改修空気調和設備工事の請負契約の締結について
契約の方法	一般競争入札
契約の相手方	杉並区桃井一丁目3番2号 シンコー・ヤコー・松本 建設共同企業体 代表者 シンコー・克明工業 株式会社 代表取締役 吉田 香太郎
契約の金額	682,000,000円
工事概要	(1) 機器設備工事 一式 (2) 配管設備工事 一式 (3) ダクト設備工事 一式 (4) 換気設備工事 一式 (5) 排煙設備工事 一式 (6) 自動制御設備工事 一式 (7) 撤去工事 一式
工事期間	契約締結の翌日から令和5年2月10日まで
発注方法	建設共同企業体発注
仮契約日	令和3年6月23日
入札参加者数	自主結成された3社を構成員とする建設共同企業体4者

(議案第69号)

杉並区立社会教育センター及び併設3施設改修舞台機構工事の請負契約の締結について

件名	杉並区立社会教育センター及び併設3施設改修舞台機構工事の請負契約の締結について
契約の方法	一般競争入札
契約の相手方	台東区花川戸二丁目11番2号 森平舞台機構 株式会社 代表取締役 森 健輔
契約の金額	390,500,000円
工事概要	舞台機構工事 ・ 舞台吊物装置改修 一式 ・ 舞台迫り装置改修 一式 ・ 残響可変装置改修 一式 ・ 防火戸昇降装置改修 一式 ・ 音響反射板本体補修 一式
工事期間	契約締結の翌日から令和5年2月10日まで
発注方法	単体発注
仮契約日	令和3年6月21日
入札参加者数	2者

(議案第70号)

杉並区立社会教育センター及び併設3施設改修舞台照明設備工事の請負契約の締結について

件名	杉並区立社会教育センター及び併設3施設改修舞台照明設備工事の請負契約の締結について
契約の方法	一般競争入札
契約の相手方	台東区池之端二丁目7番17号井門池之端ビル 株式会社 松村電機製作所 東京支店 支店長 塚田 暁
契約の金額	178,200,000円
工事概要	ホール舞台照明設備改修工事 ・負荷設備改修 一式 ・調光装置改修 一式
工事期間	契約締結の翌日から令和5年2月10日まで
発注方法	単体発注
仮契約日	令和3年6月22日
入札参加者数	2者

(議案第71号・72号)

令和3年度杉並区各会計補正予算

今回の補正予算では、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業など、新たな事情や緊急性等の観点から必要な経費を計上するものです。

1. 議案第71号 令和3年度杉並区一般会計補正予算(第7号)

【概要】

補正事業 33事業 9,573,695千円
財源更正 2事業

【新型コロナウイルス感染症対策(12事業 2,495,814千円)】

歳出予算

①政策経営部の一般管理事務	245,098千円
②文化・芸術の振興	10,000千円
③杉並芸術会館の維持管理	1,800千円
④中小企業支援	65,288千円
⑤体育施設の維持管理	21,279千円
⑥日常生活支援サービス	4,158千円
⑦後期高齢者医療事業会計繰出金	7,000千円
⑧障害者の地域生活支援体制の充実	12,421千円
⑨児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策	12,960千円
⑩予防接種	1,510,979千円
⑪感染症予防・発生時対策	597,861千円
⑫ごみ・し尿の収集・運搬	6,970千円

【その他(21事業 7,077,881千円)】

主な歳出予算

⑬施設整備基金積立金	4,000,600千円
⑭財政調整基金積立金	1,857,863千円
⑮区役所本庁舎等維持管理	11,169千円
⑯防災施設整備	11,400千円
⑰保健福祉部等国庫支出金返納金	555,000千円
⑱保健福祉部等都支出金返納金	243,000千円
⑲高円寺北子供園の改修	87,900千円
⑳杉並産エネルギーの創出と省エネルギーの推進	23,822千円
㉑小学校の運営管理	17,000千円
㉒次世代型科学教育の新たな拠点等の整備	231,100千円

【歳入予算】

○国庫支出金	254,694千円
○都支出金	33,889千円
○財産収入	138,704千円
○繰越金	9,145,944千円
○諸収入	464千円

【債務負担行為】

○追加

No.	事 項	期 間	限 度 額
1	防災施設整備（杉並第四小学校跡地災害備蓄倉庫整備工事）	令和5年度まで	21,000千円
2	指定管理者制度による高井戸地域区民センターの管理運営	令和8年度まで	487,000千円
3	指定管理者制度による梅里区民集会所の管理運営	令和8年度まで	121,000千円
4	指定管理者制度による下高井戸区民集会所の管理運営	令和8年度まで	66,000千円
5	指定管理者制度による阿佐谷地域区民センターの管理運営	令和8年度まで	447,000千円
6	指定管理者制度による松ノ木運動場の管理運営	令和8年度まで	127,000千円
7	指定管理者制度による下高井戸運動場の管理運営	令和8年度まで	157,000千円
8	指定管理者制度による上井草スポーツセンターの管理運営	令和8年度まで	866,000千円
9	指定管理者制度による高円寺体育館の管理運営	令和8年度まで	141,000千円
10	指定管理者制度による妙正寺体育館の管理運営	令和8年度まで	250,000千円
11	指定管理者制度による大宮前体育館の管理運営	令和8年度まで	630,000千円
12	指定管理者制度による高井戸温水プールの管理運営	令和8年度まで	403,000千円
13	指定管理者制度による荻窪体育館の管理運営	令和8年度まで	220,000千円
14	指定管理者制度による永福体育館の管理運営	令和8年度まで	377,000千円
15	指定管理者制度による高齢者活動支援センターの管理運営	令和8年度まで	381,000千円
16	高円寺北子供園の改修（整備工事）	令和5年度まで	159,000千円
17	指定管理者制度による梅里中央公園の管理運営	令和8年度まで	34,000千円
18	指定管理者制度による阿佐谷けやき公園の管理運営	令和8年度まで	41,000千円
19	次世代型科学教育の新たな拠点等の整備（整備工事）	令和5年度まで	415,000千円

2. 議案第72号 令和3年度杉並区後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）

【概要】

補正事業 1事業 7,000千円

【歳出予算】

○保険料の還付	7,000千円
---------	---------

【歳入予算】

○繰入金	7,000千円
------	---------

(認定第1号～5号)

令和2年度杉並区各会計歳入歳出決算

1. 認定第1号 令和2年度杉並区一般会計歳入歳出決算

決算書 P11

歳入決算額	271,292,144,839 円	(前年度比	65,324,404,071 円、	31.7 %増)
歳出決算額	259,429,438,923 円	(前年度比	60,692,785,318 円、	30.5 %増)
歳入歳出差引残額	11,862,705,916 円	(前年度比	4,631,618,753 円、	64.1 %増)

【歳入歳出総括】

○歳入 決算書 P12～17 (単位：円)

款	決 算 額	対前年度比(増減)	
特 別 区 税	67,511,195,583	749,749,113	1.1 %
地 方 譲 与 税	771,208,002	13,979,927	1.8 %
利 子 割 交 付 金	196,024,000	△ 9,142,000	△ 4.5 %
配 当 割 交 付 金	948,277,000	△ 73,053,000	△ 7.2 %
株式等譲渡所得割交付金	1,104,883,000	473,533,000	75.0 %
地方消費税交付金	11,632,739,000	2,443,406,000	26.6 %
自動車税環境性能割交付金	133,668,738	55,614,120	71.3 %
地方特例交付金	338,701,000	△ 948,394,000	△ 73.7 %
特別区財政交付金	44,118,726,000	△ 4,350,044,000	△ 9.0 %
交通安全対策特別交付金	52,497,000	5,467,000	11.6 %
分担金及び負担金	2,181,138,283	△ 1,157,492,333	△ 34.7 %
使用料及び手数料	3,453,474,507	△ 338,144,177	△ 8.9 %
国 庫 支 出 金	93,061,164,514	62,152,401,829	201.1 %
都 支 出 金	20,520,348,562	3,653,208,914	21.7 %
財 産 収 入	395,492,743	△ 385,906,763	△ 49.4 %
寄 附 金	223,823,826	153,978,587	220.5 %
繰 入 金	9,295,704,281	3,506,969,493	60.6 %
繰 越 金	7,231,087,163	△ 907,943,132	△ 11.2 %
諸 収 入	2,221,574,884	△ 83,227,260	△ 3.6 %
特 別 区 債	5,900,352,400	590,270,400	11.1 %
自動車取得税交付金	64,353	△ 220,827,647	△ 100.0 %
合 計	271,292,144,839	65,324,404,071	31.7 %

○歳出 決算書 P18～21 (単位：円)

款	決 算 額	対前年度比(増減)	
議 会 費	769,197,039	5,591,180	0.7 %
総 務 費	12,446,039,595	△ 4,259,474,231	△ 25.5 %
生 活 経 済 費	66,703,979,238	58,905,607,412	755.4 %
保 健 福 祉 費	102,092,132,076	7,111,963,764	7.5 %
都 市 整 備 費	10,665,972,304	△ 3,313,731,875	△ 23.7 %
環 境 清 掃 費	6,583,340,696	375,466,184	6.0 %
教 育 費	19,541,739,237	545,914,713	2.9 %
職 員 費	38,586,756,800	1,031,756,118	2.7 %
公 債 費	2,040,281,938	289,692,053	16.5 %
諸 支 出 金	0	0	- %
予 備 費	0	0	- %
合 計	259,429,438,923	60,692,785,318	30.5 %

2. 認定第2号 令和2年度杉並区国民健康保険事業会計歳入歳出決算

決算書 P25

歳入決算額	51,922,253,565 円	(前年度比	△ 1,490,673,369 円、	2.8 %減)
歳出決算額	50,761,544,366 円	(前年度比	△ 2,284,875,973 円、	4.3 %減)
歳入歳出差引残額	1,160,709,199 円	(前年度比	794,202,604 円、	216.7 %増)

3. 認定第3号 令和2年度杉並区用地会計歳入歳出決算

決算書 P33

歳入決算額	4,289,513,141 円	(前年度比	4,261,094,336 円、	14,993.9 %増)
歳出決算額	4,289,513,141 円	(前年度比	4,261,094,336 円、	14,993.9 %増)
歳入歳出差引残額	0 円	(前年度比	0 円、	- %)

4. 認定第4号 令和2年度杉並区介護保険事業会計歳入歳出決算

決算書 P41

歳入決算額	45,282,998,160 円	(前年度比	1,849,748,653 円、	4.3 %増)
歳出決算額	42,812,314,197 円	(前年度比	940,260,066 円、	2.2 %増)
歳入歳出差引残額	2,470,683,963 円	(前年度比	909,488,587 円、	58.3 %増)

5. 認定第5号 令和2年度杉並区後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算

決算書 P51

歳入決算額	13,862,423,893 円	(前年度比	118,320,610 円、	0.9 %増)
歳出決算額	13,724,438,718 円	(前年度比	82,954,153 円、	0.6 %増)
歳入歳出差引残額	137,985,175 円	(前年度比	35,366,457 円、	34.5 %増)

< 附属資料 >

1 実質収支に関する調書

決算書 P673～677

(単位：円)

区 分	一般会計	国民健康保険事業会計	用地会計	介護保険事業会計	後期高齢者医療事業会計
歳入総額	271,292,144,839	51,922,253,565	4,289,513,141	45,282,998,160	13,862,423,893
歳出総額	259,429,438,923	50,761,544,366	4,289,513,141	42,812,314,197	13,724,438,718
歳入歳出差引額	11,862,705,916	1,160,709,199	0	2,470,683,963	137,985,175
翌年度へ繰越すべき財源(※1)	216,761,169	0	0	0	0
実質収支額	11,645,944,747	1,160,709,199	0	2,470,683,963	137,985,175
基金繰入額(※2)	0	0	0	0	0

※1 翌年度へ繰越すべき財源は、継続費通次繰越額、繰越明許費繰越額、事故繰越し繰越額の計。
 一般会計の 216,761,169 円は、全て繰越明許費繰越額。他に未収入特定財源が 280,736,000 円ある。
 ※2 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額。

2 財産に関する調書

(1) 公有財産 決算書 P682～686 (単位：㎡)

土地 (地積)	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
行政財産	1,590,326.02	△ 9,256.25	1,581,069.77
普通財産	337,987.50	14,803.47	352,790.97
合計	1,928,313.52	5,547.22	1,933,860.74

(備考) 道路、橋りょう、工作物及び立木竹については、記載を除外した。

(単位：㎡)

建物	木造(延面積)			非木造(延面積)			延面積計		
	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
行政財産	2,619.23	416.60	3,035.83	805,536.29	△9,615.63	795,920.66	808,155.52	△9,199.03	798,956.49
普通財産	738.24	0	738.24	52,818.24	6,625.12	59,443.36	53,556.48	6,625.12	60,181.60
合計	3,357.47	416.60	3,774.07	858,354.53	△2,990.51	855,364.02	861,712.00	△2,573.91	859,138.09

物権	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
合計	257.85	0	257.85

(単位：㎡)

無体財産権	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
合計	14	0	14

(単位：件)

有価証券	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高	(単位：円)
合計	45,000,000	0	45,000,000	

出資による権利	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高	(単位：円)
合計	1,059,966,392	0	1,059,966,392	

(2) 物品 決算書 P687
購入価格 100万円以上の備品

	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高	(単位：点)
合計	1,333	△ 8	1,325	

(3) 債権 決算書 P688

	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高	(単位：円)
合計	1,049,900,077	△ 76,765,065	973,135,012	

(4) 基金 決算書 P689～690 (単位：円)

	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
施設整備基金	8,970,806,745	1,903,392,972	10,874,199,717
財政調整基金	45,806,384,541	△ 4,964,737,307	40,841,647,234
減債基金	2,649,279,705	1,040,765,621	3,690,045,326
社会福祉基金	632,291,374	154,317,500	786,608,874
区営住宅整備基金	2,367,507,941	29,112,167	2,396,620,108
NPO支援基金	8,176,078	△ 349,292	7,826,786
みどりの基金	31,746,036	5,442,588	37,188,624
介護保険給付費準備基金	3,505,685,072	555,287,000	4,060,972,072
次世代育成基金	100,484,522	3,185,995	103,670,517
森林環境譲与税基金	0	10,000,000	10,000,000
高額療養費等資金貸付基金	10,000,000	0	10,000,000
公共料金支払基金	650,000,000	0	650,000,000

3 基金運用状況報告書

(1) 高額療養費等資金貸付基金 決算書 P695

基金の額 10,000,000円

期末現在 (令和3年3月31日現在 単位：円)

現金 A	当初未償還額 B	貸付額 C	返還額 D	未償還額 (C-D) E	期末未償還額 (B+E) F
10,000,000	0	0	0	0	0

(2) 公共料金支払基金 決算書 P696

基金の額 650,000,000円

期末現在 (令和3年3月31日現在 単位：円)

現金 A	当初未回収額 B	支払額 C	回収額 D	未回収額 (C-D) E	期末未回収額 (B+E) F
398,166,775	230,444,440	1,384,378,625	1,362,989,840	21,388,785	251,833,225